

随意契約報告書

- 1 担当課 危機管理課
- 2 施行番号 契総危 第 20 号
- 3 事業名 ケーブルテレビ施設整備宅引き宅内工事
- 4 事業場所 恵那市
- 5 事業概要 ケーブルテレビ施設整備宅引き宅内工事
- 6 工期 平成31年4月1日 ~ 令和 2年3月31日
- 7 請負代金額 19,995,745 円
- 8 契約締結日 平成31年4月1日
- 9 契約相手方 住所 岐阜県恵那市長島町中野 4 4 9 - 1 3
名称 (株)アミックスコム
代表取締役 伊藤 義仁
- 10 契約相手方の選定理由
167条の2第1項第2号 その性質又は目的が競争入札に適しない場合に該当

別紙のとおり

随意契約理由書

番 号 契総危第 20 号

業 務 名 ケーブルテレビ施設整備宅引き宅内工事

場 所 恵那市

業務期間 平成 31 年 4 月 1 日から 2020 年 3 月 31 日まで

相 手 先 株式会社アミックスコム

随意理由 本工事は、恵那市の各家庭を光ファイバーで結び、ケーブルテレビサービス、告知放送、インターネットサービスなどを提供することにより、地域の情報提供システムの高度化を図り、住民への行政サービス、情報提供のリアルタイム化により地域コミュニケーションの向上を図ることを目的とする。

- 既存設備がアミックスコムへの接続を前提としており、他業者との契約を実施した場合、切替えのために不要な経費が発生する。
- 恵那市全域で対応できる業者は他にいないため。
- 施工宅データ保有者であり、工事の際に情報がいち早く収集できる。

以上により、当該相手先しか総合的な業務が行えないため地方自治法施行令第 167 条の 2 の 1 第 2 項（競争入札に適さない）により随意契約とする。

随意契約報告書

- 1 担当課 エコセンター恵那
- 2 施行番号 契エコ 第 25 号
- 3 事業名 エコセンター恵那ごみクレーン A 号整備工事
- 4 事業場所 恵那市 長島町 久須見 エコセンター恵那
- 5 事業概要 ケーブルリール本体取替工事 (A 号) 1 基
- 6 工期 令和元年5月28日 ~ 令和元年9月30日
- 7 請負代金額 2,430,000 円
- 8 契約締結日 令和元年5月28日
- 9 契約相手方 住所 岐阜県不破郡関ヶ原町大字関ヶ原 2 0 6 7
名称 関ヶ原ゼネラル・サービス (株)
代表取締役 池田 麻由
- 10 契約相手方の選定理由
167条の2第 1 項第2号 その性質又は目的が競争入札に適しない場合に該当

別紙のとおり

随意契約理由書

契約の適用法令

167条の2の1項第2号 その性質又は目的が競争入札に適しない場合に該当

契約の相手方

氏名 関ヶ原ゼネラル・サービス株式会社 代表取締役 池田 麻由

住所 岐阜県不破郡関ヶ原町大字関ヶ原2067

理由

- 1) 本施設のクレーンは関ヶ原ゼネラルサービス(株)が、設計、製作、設置、調整を行っている特殊製品である。
- 2) 関ヶ原ゼネラルサービス(株)には製作時の図面がすべて整っているため、部品や機器の交換時の手配が最短で可能である。
- 3) 関ヶ原ゼネラルサービス(株)製クレーンである為、設計思想及び機器に対して精通しており、早急な対応が可能である。
- 4) 関ヶ原からエコセンター恵那までは車で約1時間半の距離であり、最短復帰が出来る体制を整えている。
- 5) 関ヶ原ゼネラルサービス(株)には大型機械加工設備(NC中操り加工機、門幅3m5面加工機等)が整っており、大型機器の対応が可能である。
- 6) エコセンター恵那の過去の修繕記録等をメンテナンス情報として把握しているため、短・長期の機器保全管理が可能である。

以上の事から、今回行うごみクレーンの点検整備は、限られた時間内で過去の点検整備状況との比較や診断等を行うもので、技術情報やメンテナンスデータの蓄積及び作業を熟知している関ヶ原ゼネラル・サービス(株)以外では困難であることから随意契約を行うものです。

随意契約報告書

- 1 担当課 畜産センター
- 2 施行番号 契畜セ 第 1 号
- 3 事業名 串原地内豚コレラ対策防止柵設置工事
- 4 事業場所 恵那市串原
- 5 事業概要 土工1式、大型土のう設置工25袋、排水工L=65.0m、柵設置工I=218.0m
- 6 工期 令和元年5月28日 ~ 令和元年6月28日
- 7 請負代金額 4,320,000 円
- 8 契約締結日 令和元年5月28日
- 9 契約相手方 住所 岐阜県恵那市山岡町原 7 8 9 - 3
名称 板垣建設(株)
代表取締役 板垣 光公
- 10 契約相手方の選定理由
167条の2第1項第5号 緊急の場合に該当

緊急の場合に該当

随意契約理由書

施工番号 畜セ第1号
件名 串原地内豚コレラ対策防止柵設置工事
施工場所 恵那市串原地内
施工期間 契約日から令和元年6月28日
相手先 板垣建設(株)

随意契約理由

平成31年2月以降、6養豚場のうち3養豚場で豚コレラが発生しており、各養豚場では国の防疫指針に基づく防疫措置に全力で当たってきているがさらなる感染拡大が懸念されている。

また、豚コレラに感染した野生イノシシの感染拡大が続いていることから、養豚場への感染を防止するため、恵那市としては早急の感染防止対策が必要となることから小動物の侵入防止柵設置工事を行う。

恵那市建設業組合と話し合いを行った結果、早急に対応可能な板垣建設(株)との随意契約により行う。

これは、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号により、緊急の場合に該当する。

随意契約報告書

- 1 担当課 エコセンター恵那
- 2 施行番号 契エコ 第 37 号
- 3 事業名 エコセンター恵那 二次破碎機整備工事
- 4 事業場所 恵那市 長島町 久須見 エコセンター恵那
- 5 事業概要 二次破碎機（回転刃、固定刃）交換 1 式
- 6 工期 令和元年6月11日 ~ 令和元年7月31日
- 7 請負代金額 3,002,400 円
- 8 契約締結日 令和元年6月11日
- 9 契約相手方 住所 神奈川県横浜市鶴見区弁天町 3
名称 J F E 環境サービス（株）
代表取締役社長 横山 朝彦
- 10 契約相手方の選定理由
167条の2第 1 項第2号 その性質又は目的が競争入札に適しない場合に該当

別紙のとおり

随意契約理由書

「ごみは資源」であるとの循環型社会の基本理念に基づき、RDF を産業界に供給するにあたり、RDF の顧客ニーズに対応したエネルギーとしての形状及び品質安定性、かつ継続的供給能力を担保するために、RDF 供給者側の視点に基づく、RDF 製造プラントの機能保持が重要な事項となる。

現在エコセンター恵那では、JFE 環境サービス㈱に RDF の搬出業務を委託しており、安定した RDF を供給するためには、自治体から有価購入した RDF を民間企業等へ販売している実績を有し、かつ RDF 施設の運転維持管理の実績を有する企業へ、プラントの機能保持に関わる点検整備を委託することが必須であることから、今後も JFE 環境サービス㈱と随意契約を締結するものである。

随意契約報告書

- 1 担当課 上下水道課（水工）
- 2 施行番号 契水工 第 13 号
- 3 事業名 恵那市 中央監視装置更新工事
- 4 事業場所 恵那市 長島町 中野 他
- 5 事業概要 中央監視装置更新 N=1式
- 6 工期 令和元年6月28日 ~ 令和 2年3月19日
- 7 請負代金額 62,700,000 円
- 8 契約締結日 令和元年6月20日
- 9 契約相手方 住所 東京都目黒区自由が丘3-16-15
名称 シンク・エンジニアリング（株）
代表取締役 岡村 勝也
- 10 契約相手方の選定理由
167条の2第1項第2号 その性質又は目的が競争入札に適しない場合に該当

別紙のとおり

随意契約とする理由

本業務は、旧上水道区域の中央監視装置システムが老朽化しているためこれを更新し、岩村・上矢作・笠周・明智・山岡・串原地区の監視装置と統合し一元化するものである。

平成 30 年度までに旧上水道区域を除いた地区（岩村町・上矢作町・飯地町・中野方町・笠置町の一部・明智町）は、Web クラウド上で監視できるシンク・エンジニア(株)が作成した中央監視システムに移行している。

旧上水道区域の中央監視装置は大崎浄水場に設置されており、各施設の状態を監視しているが、運転状況の監視はN T T専用回線を用い大崎浄水場内の専用パソコンでないと監視できない。本事業で更新する中央監視装置はクラウドシステムであるため、インターネット環境があれば、パソコン・スマートホン等でリアルタイムの運転状況が監視できる。

更新する中央監視装置は、シンク・エンジニア(株)が開発した中央監視システムであり、その移行作業は他の者では行う事が出来ず、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 2 号に規定する『契約の性質又は、目的が競争入札に適さないもの』に該当するため。

随意契約報告書

- 1 担当課 上下水道課（水工）
- 2 施行番号 契水工 第 16 号
- 3 事業名 明智柏尾浄水場ろ過水量調節機取替工事
- 4 事業場所 明智町柏尾浄水場
- 5 事業概要 緩速ろ過池用手動式水量調節機 N= 1 基（取替含む）
- 6 工期 令和元年6月24日 ~ 令和元年9月26日
- 7 請負代金額 2,808,000 円
- 8 契約締結日 令和元年6月24日
- 9 契約相手方 住所 愛知県名古屋市中村区藤江町三丁目 1 6 3 番地
名称 （株）磯村 名古屋営業所
所長 河井 克至
- 10 契約相手方の選定理由
167条の2第 1 項第2号 その性質又は目的が競争入札に適しない場合に該当

別紙の通り

随意契約をすることができる場合に

該当することの説明書

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により随意契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当することの説明
<p>その他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。</p>	<p>明智柏尾浄水場の緩速ろ過池のろ過水量調節機 2 基のうち 1 基において、稼働せきが腐食し稼働不可となったため修繕が必要となった。この調節機は、昭和 61 年頃設置、32 年が経過しその他の部品も腐食が進んでおり、部分的な交換修繕が出来ないため、調整機すべての交換が必要である。</p> <p>このろ過調節機は、株式会社磯村の特殊製品であり、他社製品では、配管やろ過池構造など改修する必要があるため、費用、工期が増加することから競争入札に適さず、今回、既設と同一社同等製品に取り替えるよう株式会社磯村と随意契約を締結したい。</p>